

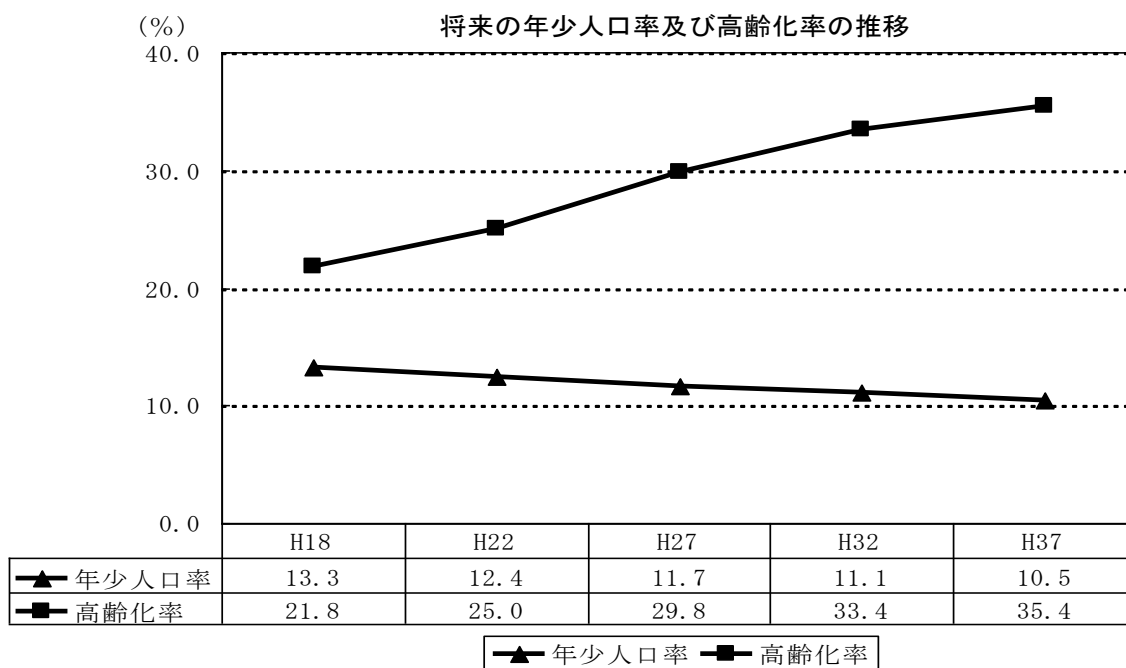
第1章 計画の改訂にあたって

1. 計画の策定背景

(1) 社会経済の変化と課題

昨今、私たちを取り巻く生活環境は、大きく変化し、利便性の向上、情報化の進展、労働形態の変化などにより便利で快適な生活ができるようになった反面、運動不足やストレスの増加につながり、人々の健康不安の原因になっています。

ライフスタイルの多様化や少子・高齢化の進展など、社会環境が大きく変化する中で、市民との協働の推進、地域コミュニティの再構築、ノーマライゼーション*の推進などの取り組みが求められています。



資料：平成18年は住民基本台帳、平成22年以降は日本統計協会「市町村の将来人口」

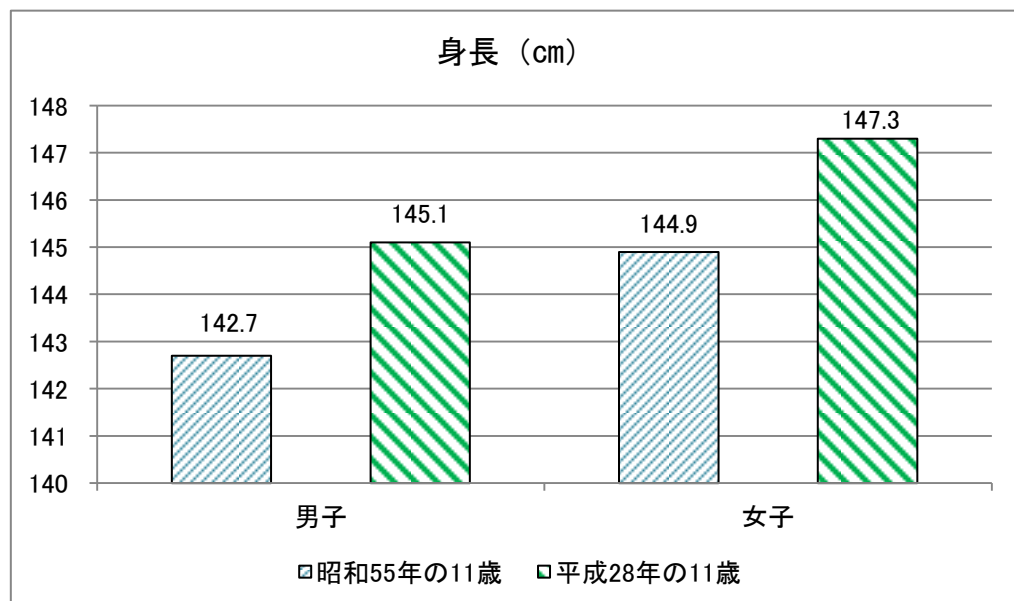
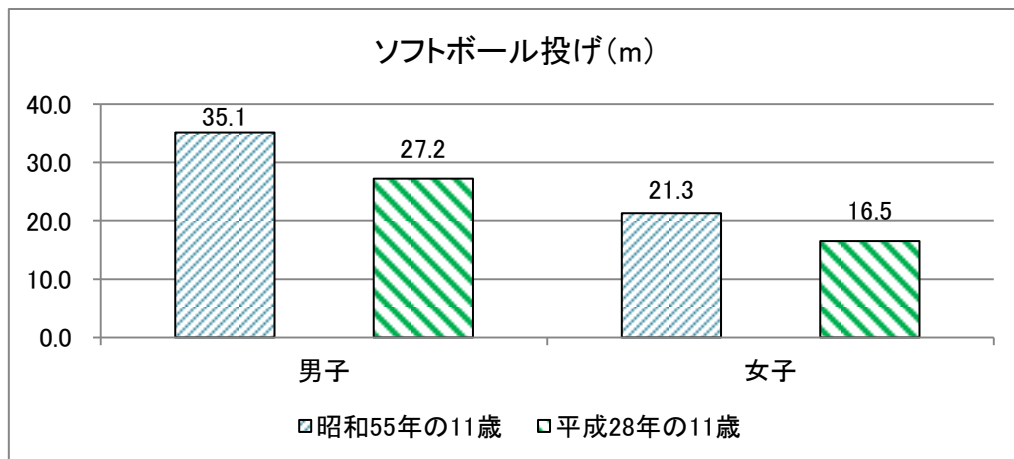
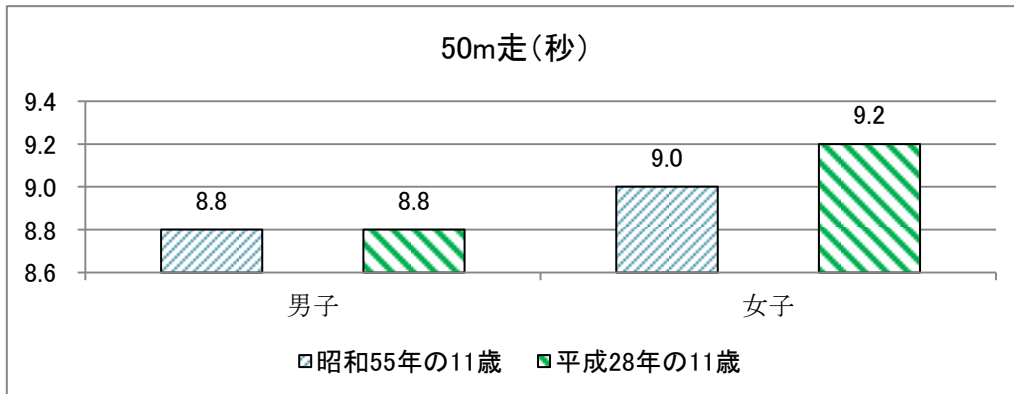
※年少人口率……総人口に占める14歳以下人口の割合

※高齢化率……総人口に占める65歳以上人口の割合

文部科学省が行っている「体力・運動能力調査」によると、子どもの体力・運動能力は、昭和60年頃から現在まで低下傾向が続いています。

子どもの体力低下の直接的な原因として、次の3つを挙げることができます。

- 学校外の学習活動や室内遊び時間の増加による外遊びやスポーツ活動時間の減少
- 空き地や生活道路といった子どもの手軽な遊び場の減少
- 少子化や、学校外の学習活動などによる仲間の減少



(2) 国の動向

平成 27 年 10 月にスポーツ庁が発足しました。

スポーツ庁は、「スポーツ基本法*」の趣旨を踏まえ、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命とし、平成 29 年 3 月に「第 2 期スポーツ基本計画」を策定しました。

スポーツ基本計画は、スポーツ基本法第 9 条の規定に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められたものであり、同法の理念を具体化し、国、地方公共団体及びスポーツ団体などの関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針となるものです。

(3) 北海道の動向

北海道は、「第二次北海道スポーツ振興計画（平成 20 年策定）」に基づき、さまざまな取り組みを進めてきました。平成 23 年の「スポーツ基本法」の制定を受け、新たに「北海道スポーツ推進計画*」を平成 25 年 3 月に策定しました。

この計画は「スポーツの力」をキーワードとし、さまざまな取り組みを通して、人づくり・地域づくりを進め活力ある「スポーツ王国北海道」の実現を目指しており、「新・北海道総合計画（北の未来を拓くビジョンと戦略）」の個別計画に位置付けられています。計画の推進にあたっては、「北海道教育推進計画」をはじめとする関連計画を踏まえ施策が展開されています。

また、国の「第 2 期スポーツ基本計画」の策定を受け、北海道では現行計画を見直して平成 30 年 3 月に「第 2 期スポーツ推進計画*」が策定される予定です。

(4) 北見市の動向

① スポーツ施策

北見市では、これまでスポーツ施設の整備、市民のスポーツ活動に対する支援やスポーツ指導者の養成など、さまざまなスポーツ施策の推進を図ってきました。

平成 25 年 3 月には、これらの取り組みをより一層効果的・効率的に進めるため「北見市スポーツ推進計画」を策定しました。

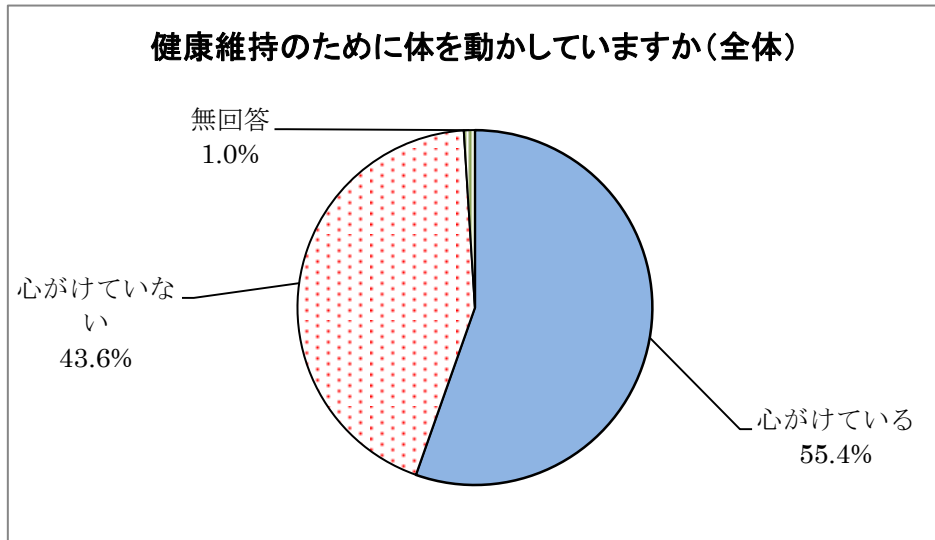
上位計画としては、将来の北見市のあるべき姿を見据えた「北見市総合計画*：後期計画（平成 26 年度～30 年度）」があり、スポーツ施策は「基本目標 2 豊かな心と文化を育てるまちづくり」に位置付けています。

また、計画の実現に向けて、さまざまな取り組みを総合的かつ計画的に進めるため「第2次北見市社会教育計画*（平成28年度～32年度）」を策定しています。

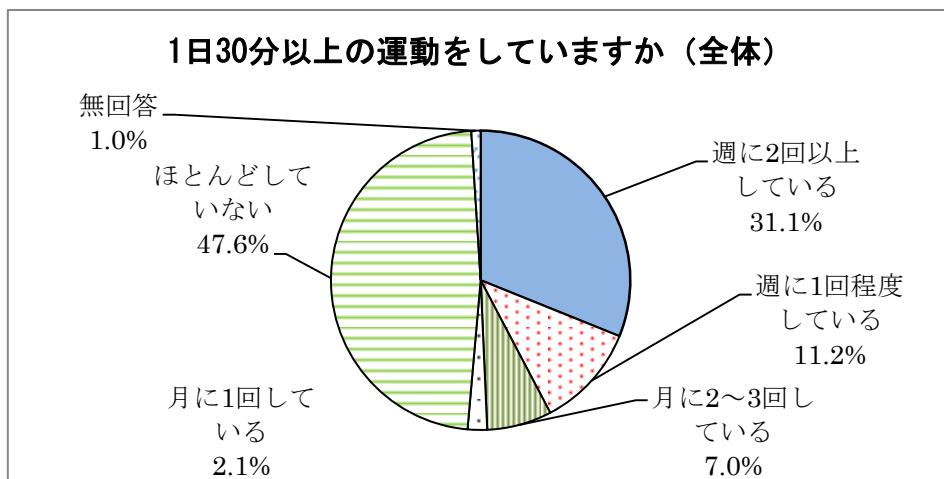
「第2次北見市社会教育計画」では、スポーツ施策は「推進目標3 健康づくりと競技力の向上や地域に根ざしたスポーツ活動の推進」に位置付けており、子どもから高齢者、障がい者、初心者からトップアスリートまで全ての市民がさまざまなスポーツに関わり、生きがいを感じることができるよう、多様化する市民のニーズを把握し、市民のスポーツ活動の推進や競技力の向上、スポーツ大会の開催、スポーツ合宿の誘致などに取り組むこととしています。

② 市民意識 ※H28 健康に関する意識アンケートより（「資料編」P31～38を参照）

本市における市民のスポーツへの取組状況については、下図のとおり約55%の市民が意識的に体を動かしていることを示しています。

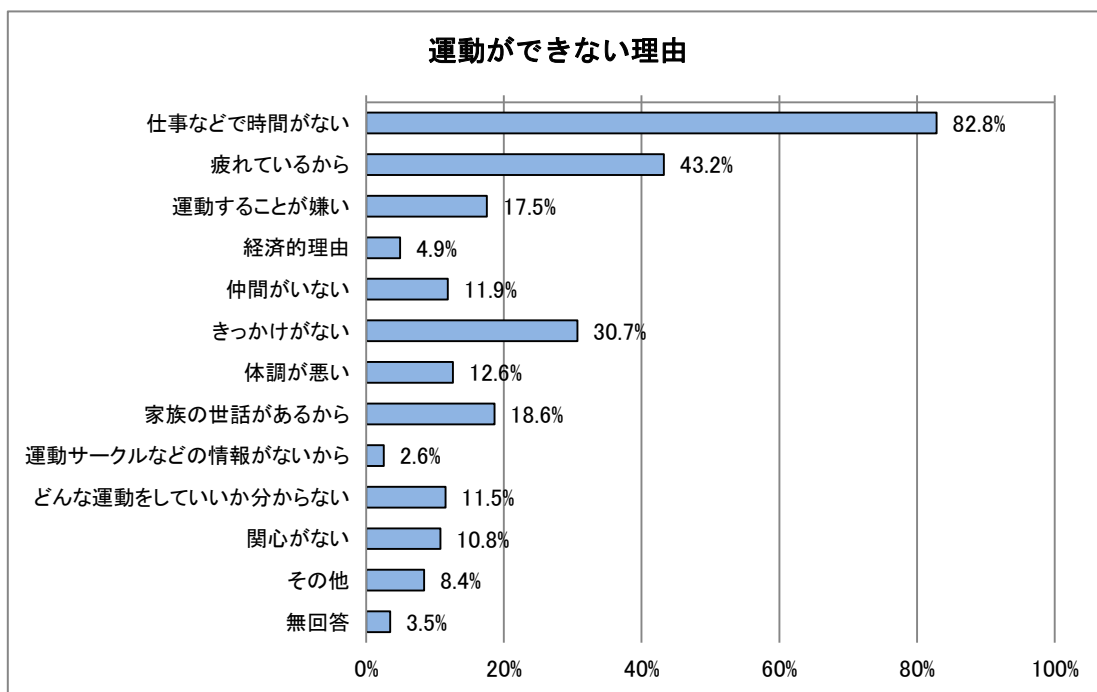


また、30分以上の運動を週1回以上している市民は約42%の方が運動していることを示しています。

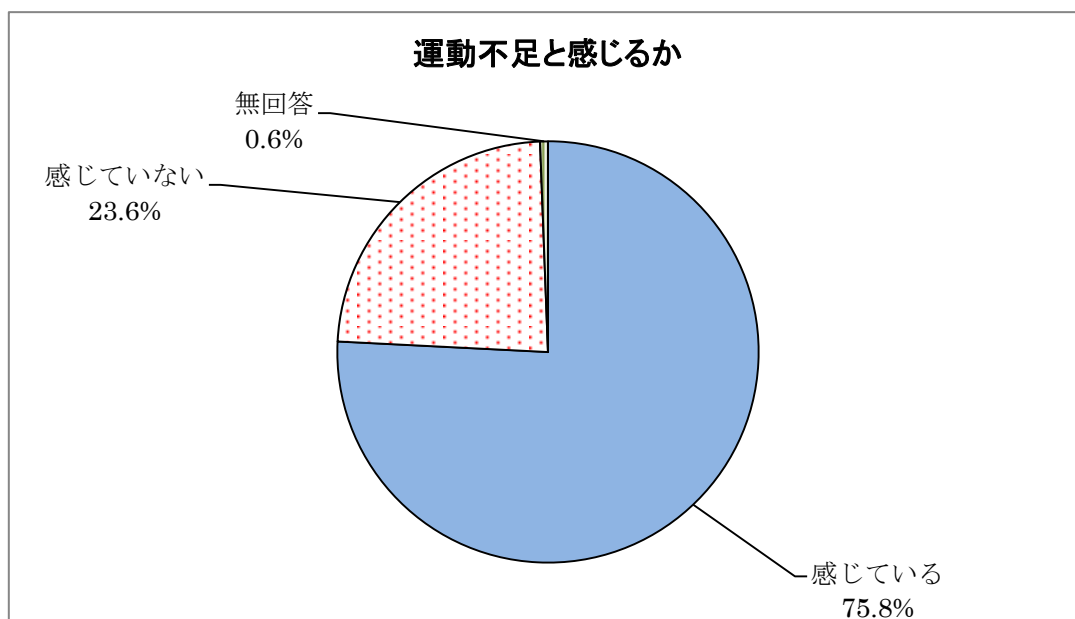


一方で、ほとんど運動をしない市民が 47.6% もおり、その市民がスポーツに取り組まない理由として下図のとおり、「仕事などでスポーツをする時間がない」が最も多い結果となりました。

そのほかに、「疲れているから」、「きっかけがない」、「運動することが嫌い」などの消極的な理由や、「サークルなどの情報がない」、「どんな運動をして良いのかわからない」など、市としての情報発信が少ないことも考えられます。



さらに今回の調査では、運動不足と感じている市民が下図のように、約 76% もいる現状があり、4 人中 3 人は運動不足を感じている現状です。



2. 計画の策定趣旨

(1) スポーツの意義と効果

私たちはスポーツに親しむことによって、体を動かすという人間の根源的な欲求の充足を得るとともに、爽快感・達成感・連帯感など、精神的な充足も得ています。

さらには、体力の向上・ストレスの発散・生活習慣病の予防など、心身両面にわたる健康の保持増進に大きな効果が得られています。また、スポーツには、人間の可能性の極限を追求する営みという意義もあり、競技スポーツに打ち込む選手のひたむきな姿や技術は、人々のスポーツへの関心を高め、夢や感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成に大きく貢献するものです。

スポーツは、青少年の健全育成の面で、心身の健全な発達を促し、特に自己責任、自制心、フェアプレイの精神を培うとともに、仲間や指導者との交流を通じて青少年のコミュニケーション能力を育成し、豊かな心と他人に対する思いやりの心を育むほか、さまざまな要因による心身のストレスの解消にもつながり、多様な価値観を認め合う機会を与えるなど不可欠なものです。

また、人間関係の希薄化などの問題を抱えている地域社会の再生として、スポーツを通じて地域の人々が交流を深めていくことは、住民相互の新たな連携を促進することになります。住民が一つの目標に向かい、ともに努力し、連帯感・達成感を味わうことや地域に誇りと愛着を感じるなど、地域の一体感や活力の醸成につながります。さらに、スポーツを振興することは、スポーツ産業の広がりや雇用創出などの経済効果を生み、経済発展に寄与するとともに、人々の心身両面にわたる健康の保持増進に大きく貢献し、医療費節減の効果なども期待されます。

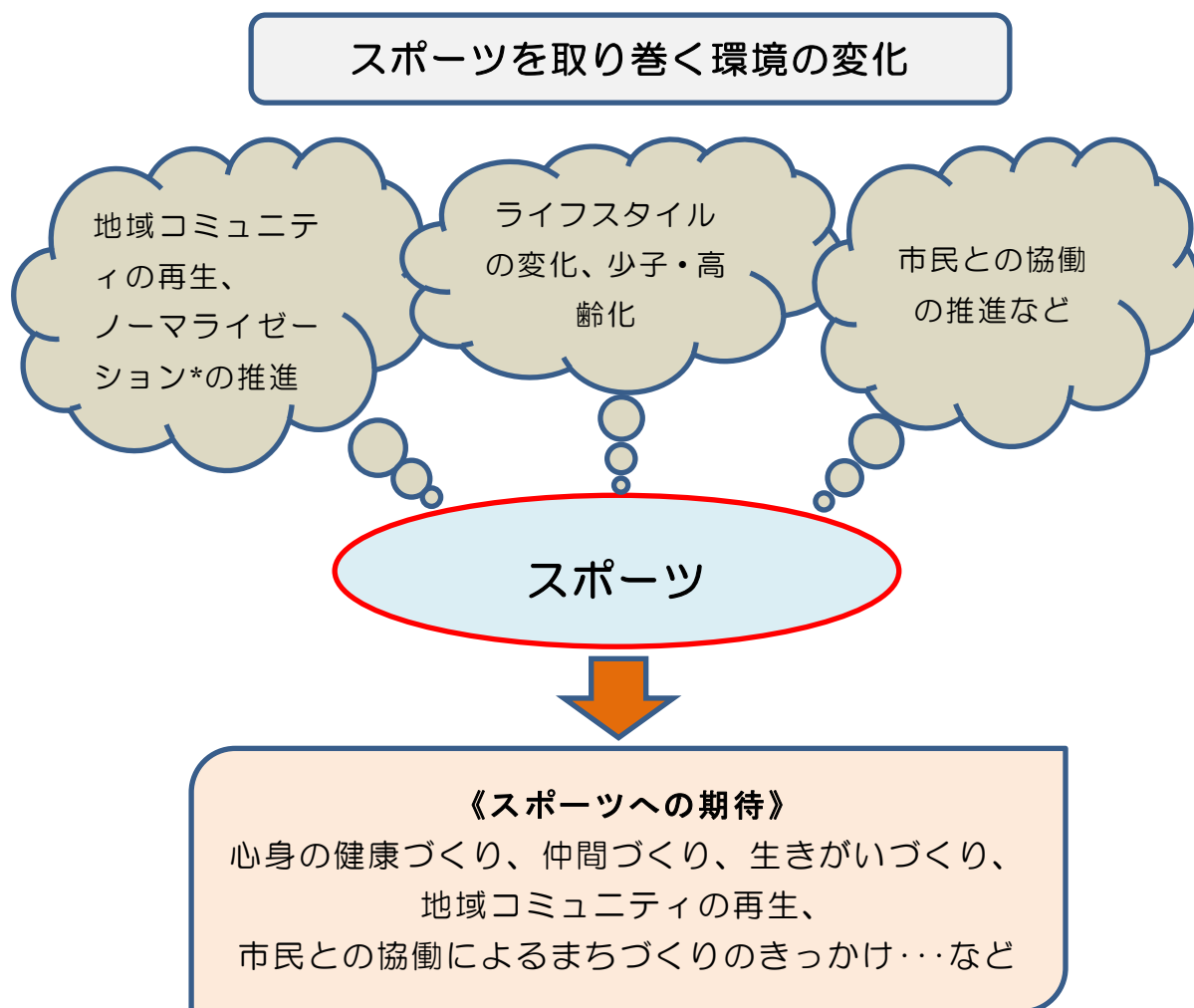
スポーツは、世界共通の文化の一つであり、言語や生活習慣の違いを超え、同一のルールの下で互いに競うことや支えることにより、世界の人々との相互理解や認識を一層深めることができ、国際的な友好と親善に貢献します。

(2) スポーツ推進計画の必要性

スポーツは、日常生活を充実させるとともに、地域に活力をもたらすものであり、豊かな市民生活を実現するために推進することが必要です。

このことから、スポーツ推進に関する市民の意識、要望を把握し、市民と行政・関係機関が連携・協働を進めながら、市民のスポーツに取り組む意欲の向上と環境づくりを計画的・効率的に行うことが重要です。

そのため、本市のスポーツ推進に必要な施策の方向性を示す総合的な計画を策定し、事業を進めていく必要があります。



(3) 計画改訂の趣旨

本計画は「スポーツ基本法*」をはじめ「北見市総合計画*」及び「北見市社会教育計画*」に示される理念に基づき、市の責務と市民などの役割を具体的に示すとともに、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。本市では、平成25年3月に「北見市スポーツ推進計画」を策定しましたが、その後、上位計画である「北見市総合計画*：後期計画」及び「第2次北見市社会教育計画*」を策定しています。

さらには、国においては、平成27年10月にスポーツ庁が発足し、平成29年3月には「第2期スポーツ基本計画*」が策定されました。また、北海道においても国の動向を受け平成30年3月に「第2期スポーツ推進計画*」が策定される予定です。

こうした状況を踏まえ、国と北海道、北見市の上位計画との整合性を図るためにも本計画の必要な見直しが求められています。

3. 計画の全体像

第1章 計画の改訂にあたって

本計画の改訂にあたって、その背景や社会環境の変化を整理し、計画策定に関する基本的な考え方や方向性を示します。

第2章 計画の基本的な考え方

北見市の今後のスポーツ推進において目指す将来の姿及び北見市総合計画に基づく基本理念を示します。また、計画期間中の目標を示します。

第3章 スポーツ推進戦略と施策の展開

第2章で示したスポーツ推進における将来像及び基本理念の実現に向け、第2次北見市社会教育計画に基づく3つの戦略を定め、現状と課題を踏まえて具体的な推進施策を示します。

第4章 計画の推進にあたって

本計画の推進体制と進行管理、財源確保の方向性を示します。

4. 計画におけるスポーツの範囲

本計画では勝敗や記録を競い、それを目的とした競技スポーツのみならず、ラジオ体操、ウォーキング、ニュースポーツ*、フィットネスなど、健康づくりやレクリエーションについても、自らの意思を持って身体を動かすものについては「スポーツ」の範囲に含むものとします。

また、「する人」のスポーツだけでなく、観戦などの「観る人」のスポーツやスポーツを「支える人」のための情報提供、スポーツ指導やボランティア活動もスポーツ活動の範囲としてとらえます。

施策の展開においては、スポーツを「健康スポーツ」と「競技スポーツ」に分けて考え、前者は、健康づくりや気分転換のための軽い運動・体操・遊びまでを含むものであり、後者は、勝敗や記録を競う競技スポーツから、市内出身のプロスポーツ選手、大会・合宿で本市を訪れるトップアスリート（チーム）、北海道・全国レベルで活躍している選手または団体及びその活動を指します。

5. 計画の位置付け

本計画は、原則として計画の中間年で見直すこととした「北見市スポーツ推進計画」の改訂版とします。

本計画は、北見市の中・長期計画である「北見市総合計画*」及び「北見市社会教育計画*」を上位計画としてとらえ、これら計画と関連する分野別個別計画との連携・調整を図りながら、各計画に共通する今後の施策の方向性などを明らかにするスポーツに関する専門的な計画として位置付けます。

6. 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である第2次北見市社会教育計画*の期間を踏まえ、平成30年度から32年度までの3年間としますが、第2次北見市社会教育計画*の後継計画の策定時には、計画期間を合わせて平成33年度から37年度の5年間とします。

